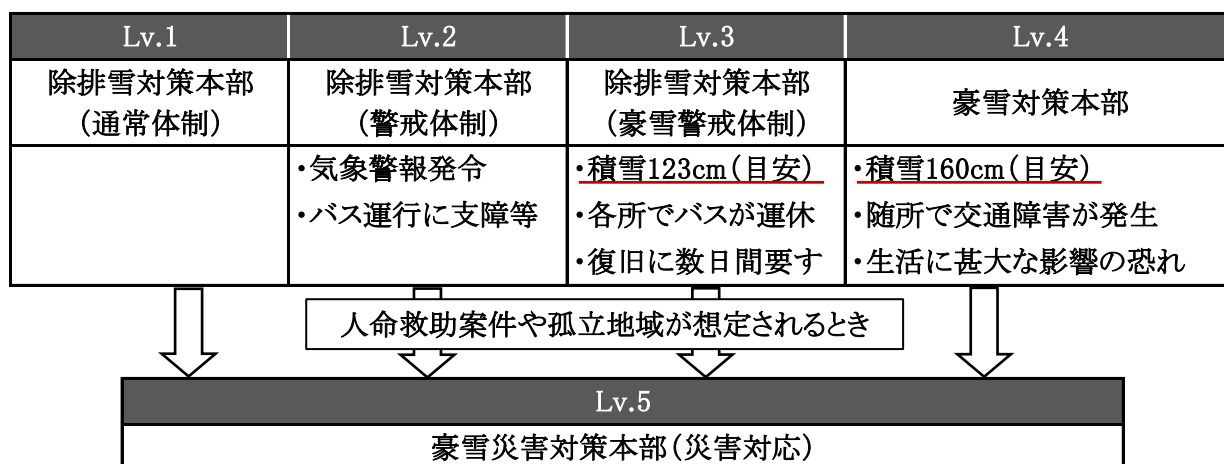


本部队制

【1】除排雪対策本部の体制

- ① 本部事務局の職員数 昨年度と同程度の予定 ※H29は66名体制
- ② 平成30年11月15日(木)設置 ※3月下旬まで
- ③ 気象状況などにより5段階の体制



【2】24時間体制の電話受付

22-8400 ※24時間体制は、本格的な降雪(根雪)になってから

除排雪事業(道路除排雪)

【1】道路除排雪の主な特長

- ① 直轄機動班(3班体制)によるバス路線確保の迅速化、学校周辺の通学路の安全確保
- ② 排雪路線の近隣に運搬排雪用雪堆積場(12箇所)を確保し、効率的な昼間中心の運搬排雪を実施
- ③ 利根別川消流雪事業や大雪時の支援策などについて、国・道との連携を強化
- ④ ICTを活用した除排雪業務

【2】除排雪延長

種別	H30計画延長	H29計画延長	種別	H30計画延長	H29計画延長
車道除雪	968.6km	968.2km	運搬排雪	89.7km	89.3km
歩道除雪	139.1km	137.4km			

※西20丁目通、東19号線の供用開始に伴う延長増

【3】除排雪作業の出動時間等

① 除雪出動

出動目安	新雪除雪	・降雪量が10cm以上予測されるとき ※深夜帯から作業開始
	路面整正	・路面がワダチ状になり、交通障害が予測されるとき ・降雨や気温上昇による融雪で、通行に支障を及ぼす事態が予測されるとき
	拡幅除雪	・道路幅員が狭くなったり、見通しが悪くなったり、通行に大きく支障を及ぼす事態が予測されるとき
作業時間	目標完了時刻	・午前7時まで ※気象状況などにより変更あり

② 排雪作業

作業時間	・午前9時から午後6時頃までが目標作業時間 ※積雪・道路状況により変更あり
------	---------------------------------------

除排雪事業(地域との協働)

- 【1】平成30年度の『雪対策説明会』を開催
10月10日に町会連合会及び各地区町会連絡協議会に対し雪対策説明会を開催
- 【2】平成30年度地域除雪懇談会の開催
11月8日から11月27日の期間で、各地区町会連絡協議会単位の地域除雪懇談会を開催予定
・H29は、25地区で開催し、町会関係者334名が出席
- 【3】地域自主排雪への支援
 - ① 町会が自主的に行う生活道路の排雪にロータリ除雪車、除雪ドーザ、交通誘導警備員を支援
・H29は、36町会で実施
 - ② **新規実施町会を増やすため、地域自主排雪制度のPRを強化**
- 【4】地域除雪センターへの支援
 - ① 緑が丘地区(H19～)、上幌向地区(H24～)、幌向地区(H26～)の3地区で開設予定
 - ② 除雪出動日に町会担当者と除雪業者がセンターに詰め、迅速で地域の実情にあった対応が可能

除排雪事業(雪堆積場)

- 【1】市民雪堆積場
 - ① **日の出町、岡山町、栗沢町、上幌向町の4箇所**で開設
 - ② 開設時間は、別紙位置図参照
- 【2】地域雪堆積場
 - ① 公共の遊休地をはじめ、民有地についても地域雪堆積場として活用(道路除排雪の雪も対象)
 - ② 利用可能な民有地(空き地等)の新たな協力(提供)を募集
 - ③ 地域雪堆積場として公園を活用
 - ・地域自主排雪と連動して公園への投雪を実施
 - ・公園の集約や再編について、関係町会と協議

安全対策

- 【1】平成30年度の『除排雪業務安全大会』を開催
除排雪業務受託者を対象に除排雪業務の安全大会(関係官庁からの講話など)を開催予定
・H29は、除排雪業務受託者36業者、111名が出席
・H30は、11月27日(火)10時から北海道グリーンランドホテルサンプラザで開催
- 【2】雪下ろし安全装備の無料貸し出し
雪下ろし安全装備3点セット(命綱・安全带・ヘルメット)の無料貸し出し
- 【3】空き家対応
 - ① 空き家パトロールの強化と状況把握で公道への落雪防止や緊急措置による危険回避
 - ② 条例の施行(H26.6月)に伴い指導を強化 ※状況写真を添付し改善を促す指導書の送付

弱者支援対策

【1】弱者等調査支援活動

- ① 豪雪警戒体制への移行に伴い、16班(48名)の弱者等支援調査班を追加動員
- ② 高齢者等の除雪弱者宅の状況を調査。必要な場合は、通路の確保や排気口廻りの除雪支援
- ③ 調査時は対象者に声かけの実施。不在宅にはチラシを配布

【2】高齢者世帯等冬の暮らし支援事業

助成内容		助成額			備考
			助成割合	上限額	
間口除雪助成	新規	1シーズン	費用の3分の1	2万円	
雪下ろし助成	年齢要件拡充 (75歳⇒70歳へ)	1回あたり	費用の2分の1	2万円	利用回数の上限2回

対象世帯の要件(間口除雪助成・雪下ろし助成共通)

- ・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住の、市民税が非課税または均等割のみ課税されている、次のいずれかに該当する世帯
 - (1) 70歳以上(平成30年度末時点)の高齢者のみで構成される世帯
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方がいる世帯

【3】地域除排雪活動支援事業

社会福祉協議会と連携し、地域(町会等)の除雪活動を支援

【4】除雪ボランティア(社会福祉協議会)

除雪ボランティアの募集・登録を行うことで、除雪弱者の生活を支援

情報提供

【1】情報伝達手段の多様化

- ① 市ホームページ、メールサービス、Twitter、Facebook、市民気象情報、コミュニティFM放送、有線放送、**地デジ広報(8ch)**など
- ② 雪や冬の暮らしに関する情報を表示する”雪情報モニター”を**市内8箇所に設置**
 ※いわみざわ健康ひろば(3西4)、コミュニティプラザ(有明町南)、有明交流プラザ(有明町南)の**3箇所に増設**

【2】情報提供内容の充実

- ① 道路除排雪関係……排雪作業に伴う通行止め情報など
- ② 市民周知関係……積雪・降雪状況、支援活動状況、ルール・マナーに関する協力要請など
- ③ 注意喚起関係……気象情報、落雪注意、車両運転注意、暴風雪に伴う外出の自粛など
- ④ その他……臨時休校情報、除雪ボランティア募集など

市民雪堆積場位置図

